

別記様式(第9条関係)

(その1)

政務活動費収支・実績に関する報告書

令和5年4月25日

(宛先)飯塚市議会議長

会派名  
経理責任者名  
(又は議員名 平山 悟 )

令和4年度 政務活動費収支・実績に関する報告について

飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり  
令和4年度 政務活動費 収支・実績報告書を提出します。

令和4年度 政務活動費収支・実績に関する報告書

1 収入		
政務活動費	<u>480,000</u>	円
【内訳	40,000円×12月	】
2 支出	<u>458,300</u>	円
3 残額	<u>21,700</u>	円



(その2)

(単位：円)

項目	金額	内訳		備考
		科目	金額	
研究研修費	0	会場費	0	
		講師謝金	0	
		出席者負担金・会費	0	
		交通費	0	
		宿泊費	0	
		その他の経費	0	
調査旅費	0	交通費	0	
		宿泊費	0	
		その他の経費	0	
資料作成費	0	印刷製本費	0	
		翻訳料	0	
		事務機器等購入費	0	
		リース代	0	
		その他の経費	0	
資料購入費	0	資料購入費	0	
広報費	458,300	広報紙等印刷製本費	234,300	
		送料	0	
		会場費	0	
		その他の経費	224,000	
広聴費	0	会場費	0	
		印刷製本費	0	
		その他の経費	0	

備考

- 1 備考欄には主たるものを記入すること。
- 2 領収書その他具体的に支出の内容を明らかにした書面の証拠書類を添付すること。



政務活動費 領収証等添付用紙

(会派(議員)名 平山 悟 )

( 広報費 No.1 )

(領収証等貼付箇所)

納 品 書

令和 5 年 3 月 17 日

No. ....

平山 悟 御中

下記のとおり納品申し上げます

合計金額 ￥ 458,300 (税込)

飯塚 AGENCY

〒820-0104 福岡県飯塚市高倉198番地  
TEL 0948-82-1254

取引銀行 西日本シティ銀行 飯塚支店  
普通 No. 3045044

代表 八木 義久

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
3/17	議員活動報告リーフレット (A3 両面、4C+4C、コート90kg 企画、編集、印刷、製本(DM折り))	6,000枚	2905	234,300	
3/17	リーフレット送料代(地域指定) (熊谷田地区2500枚 瀬田地区2500枚)	5,000枚	25	125,000	
3/17	リーフレット送料代(地域指定外)	1,000枚	44	44,000	
3/17	封筒(多クシル作成 既付) 作業有り、投函有り(地域指定外)	1,000枚	55	55,000	
	小計				
	消費税				
	合計			458,300	



政務活動費 領収証等添付用紙

(会派(議員)名 平山 悟 )

( 広報費 No.2 )

(領収証等貼付箇所)

領 収 証

平 山 悟 様

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税( )%

金額		千	百	拾	万	千	百	拾	円
		4	5	8	3	0	0		

但し

議員活動報告リーフレット印刷送料に

上記の金額正に領収致しました

令和 5 年 3 月 17 日



飯塚 AGENCY

〒820-0104 福岡県飯塚市高倉198番地  
TEL 0948-82-1254

代表 八木 義 久



訂正印若しくは社印係印なきものは無効とします

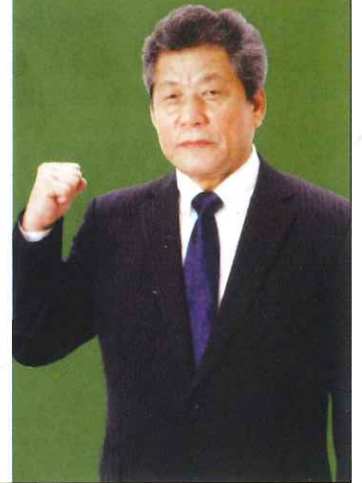
Giin  
Katsudou  
News

No.09

# 議員活動報告

発行責任者 / 平山 悟  
飯塚市勢田1951番地1  
TEL.(0948)92-3761

飯塚市議会議員

ひらやま さとの 悟行動力で  
時代を  
変える!!

## ごあいさつ

平素より、温かいご支援とご協力をいただいておりますことを、こころから厚く御礼申し上げます。

令和5年1月23日、衆議院、参議院それぞれの本会議において、岸田総理による施政方針演説が行われました。その中で、新型コロナについて

新型コロナの感染拡大から、約三年。国民の皆さん、そして、現場で働く医師・看護師・介護職員などエッセンシャルワーカーの皆さんの御協力をいただきながら、感染の波を乗り越え、ウィズコロナへの移行を進めてきました。

足下の感染状況については、感染防止対策や医療体制の確保に努め、いわゆる第8波を乗り越えるべく、全力を尽くしてまいります。

そして、原則この春に、新型コロナを「新型インフルエンザ等」から外し、五類感染症とする方向で、議論を進めます。これに伴う医療体制、公費支援など様々な政策・措置の対応について、段階的な移行の検討・調整を進めます。

マスクの着用についても、五類感染症の見直しと併せて、考え方を整理していきたいと思いますが、まずは、今一度、「原則、外ではマスク不要」といった現在の取扱いについて、周知徹底を図ります。

GDP や、企業成績は、既に新型コロナ前の水準を回復し、有効求人倍率も、コロナ前の水準を回復しつつあります。家庭、学校、職場、地域、あらゆる場面で、日常を取り戻すことができるよう、着実に歩みを進めてまいります。

そして、今後の感染症危機に適切に対応するため、内閣感染症危機管理統括庁や、いわゆる日本版 CDC 設置に関する法案を今国会に提出します。

と演説されました。

新型コロナにより亡くなられた人は、全国で約7万人超、福岡県でも約3千人を超え、世論調査では、新型コロナの感染拡大について「非常に不安だ」と「ある程度不安だ」を合わせて84%の人が「不安だ」と回答しています。徐々に「不安だ」と回答する人は減ってきているようですが、いまだに不安を抱えている方が多くおられます。しかしながら、社会経済活動と両立するウィズコロナに移行することも必要であります。

新型コロナの収束についてはまだ時間がかかる可能性もあります。高齢の方、障がいをお持ちの方、基礎疾患を持っている方といった、感染した場合、重症化する可能性の高い方は、感染症の分類が緩和された後も、自分自身で基本的な感染対策を続け、コロナに罹患されないよう気を付けてください。

感染症対策の基本は「うつらない、うつさない、持ち込まない」です。



## 旧穎田小学校の跡地整備を要望しています。

旧穎田小学校跡地の一部（約 3500㎡）は、穎田小中一貫校整備からはずれ、未利用地となっており、雑草に覆われ、景観を損ねる状態となっていました。

地元住民から、グラウンドゴルフなどで有効活用ができるようにしてもらいたいとの要望があり、草刈と整地を行いました。

今後、この場所が、近隣住民の皆様がより有効に利活用できるよう整備に向けて協議を進めていきます。

この場所は、高台にあり、眺望も良く、地域の憩いの場となるように整備を市にお願いしています。

平らな場所が、約 3500㎡（現在 約 1300㎡整地）ありますので、完成すれば、気持ちよくグラウンドゴルフができます。また、キャンプなどでも利用ができるかもしれません。

現在、トイレや東屋の設置を要望し、市と協議を行なっています。



## 篠田ため池の取水施設改修と一部浚渫作業を完了しました。

鯉田地区の農業従事者から、令和3年から、篠田ため池の長年の土砂堆積による取水施設の埋没箇所改善と浚渫の要望があり、市と協議を続けてきました。

本年2月に改修工事と浚渫作業が完了しました。





## 颯田支所周辺の利活用について 今後のスケジュール



颯田支所周辺の公共施設跡地について、都市公園の区域が存在し、利活用の妨げとなっていたが、都市公園の区域問題は、福岡県や関係課と協議を行い、現在変更手続きを行っており、令和5年3月末までに変更を終える予定となっています。

今後のスケジュールにつきましては、まずは、公共施設跡地に上水管が埋設されておりますので、付替え工事を令和5年度11月頃まで行いまして、それと同時進行で、不動産鑑定や地元協議を令和5年中に行い、売却方法を決定し、令和5年度末頃には公募を行うこととなります。

私は地域住民の当該地再生に対する期待が大きいことを考慮しまして、**宅地化を条件とした利活用に関わる具体的な提案を受けた中から地域において最もふさわしい提案を行った事業者に、売却すること**で定住化促進を強力に後押しでき、定住化が促進され人口が増加することによりまして、生活利便施設を誘導しやすくなり強いては生活環境の向上につながるものであると考えています。

さらに、財政面におきましても固定資産税等の増収により今後の財源の確保につながるものであると考えております。



## 穎田地域は、令和3年度から「過疎地域」に指定されています。 地域の活性化のために、人口減少を抑制する対策が必要です。

平成18年3月に1市4町が合併して、(令和5年)3月で17年を迎えようとしています。

合併をする時は、旧4町は、生活環境の向上や産業の振興などによる地域の発展を期待して合併したところですが、穎田地域は急激な人口の減少により、令和3年度に「過疎地域<sup>(※)</sup>」に指定されました。

全国的に、人口減少・少子高齢化が進展する中ではありますが、今後、穎田地域において人口減少を抑制していく取り組みや対策をとらなければなりません。

市が策定した「過疎計画」に関連する穎田地域に係る令和4年度の事業費は、以下のとおりです。

(※「過疎地域」とは…人口減少が著しい地域で、人口の減少率や自治体の財政力など法律で規定される要件により指定される地域のこと。過疎地域を有する自治体は、過疎計画を策定し、地域活性化の取組等を推進する。)

- ◆移住・定住・地域間交流の促進、人材育成：878万円
- ◆産業の振興：739万8千円
- ◆交通施設の整備、交通手段の確保：10万円
- ◆生活環境の整備：3千402万4千円
- ◆子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進：4億3千825万6千円
- ◆教育の振興：3千844万9千円
- ◆地域文化の振興：637万2千円
- 合計：5億3千337万9千円

穎田地域が過疎地域に指定されて、穎田地域に対する令和4年度の市の予算額の状況については、おおむね上記の記載のとおりです。

穎田まちづくり協議会においても、この予算の使われ方が適切なのか、また要望することなどが無いのか、穎田地域の活性化のために何が必要なのかを協議して欲しいと考えております。

## 「良質な生活」を考える ～私が考える『良質な生活』とは～

美しい景観、魅力いっぱいの施設、充実した教育など、住みつけたい街に良質な生活は築かれていくと思っております。

中心市街にだけ環境が整うのではなく、離れた郊外も含め市全体にライフラインが行き届いてこそ、本当の意味で市民の皆様へ『良質な生活』をおくっていただけたらと考え、日々活動を続けています。

